

会 議 録 目 次

令和元年第3回海田町議会定例会（第3日目）

令和元年6月6日（木）午前9時00分 開議

日程第1	第24号議案	海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
日程第2	第25号議案	海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
日程第3	第26号議案	海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	11
日程第4	第27号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	13
日程第5	第28号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	15
日程第6	第29号議案	海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	17
日程第7	第30号議案	令和元年度海田町一般会計補正予算（第1号）……………	19
日程第8	発議第2号	消費税10%増税の中止を求める意見書案……………	25
日程第9	発議第3号	企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案……………	28
		（閉 会）……………	32

令和元年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和元年6月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月6日（木）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 町         | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町       | 長 | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部     | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部     | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部     | 長 | 久保田 誠 司 |
| 建 設 部 次   | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課     | 長 | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課  | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課     | 長 | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課     | 長 | 近 森 茂   |
| 住 民 課     | 長 | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課   | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 課     | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育       | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次     | 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 森 山 真 文 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 千 奈 美 |
| 主 査 | 水 野 啓 太 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

## 10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第24号議案 海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 第25号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 第26号議案 海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 第27号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第28号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第29号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第30号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 発議第 2 号 消費税 1 0 %増税の中止を求める意見書案
- 日程第 9 発議第 3 号 企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案
- ~~~~~○~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 9 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第 1、第24号議案、海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第24号議案、海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について。工業標準化法の一部改正に伴い、字句の整理を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第24号議案、海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の17ページをお開きください。併せて資料7の海田町住居表示に関する条例新旧対照表をお願いいたします。議案書17ページの提案理由のとおり、工業標準化法の一部改正に伴い、字句の整理を行うものでございます。内容につきましては、資料7の新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、工業標準化法の一部改正により、日本工業規格の名称が日本産業規格に改められることに伴い、別記様式備考第3項第1号中の日本工業規格を日本産業規格に改正するものでございます。この条例の施行期日は、令和元年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）国が決めたことだから、工業規格を産業規格にするいうんじやが。そもそも産業と工業というのは、内容は違う点、中身が違う点があるところがあるんじやが、こういう中の説明はなかったんですか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）この度の工業標準化法の改正内容につきましては、今まで工業製品等の標準化に関するものに、データやサービス業等を追加し、その名称等も変更するものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それならそれでね、工業規格の中に産業規格も入るから産業規格の方にするというのは、工業規格の中に産業規格が入るから、元の工業規格のままだもえかったんじゃないかと思うんだけど。国の方針でしょ。国の方針ならしょうがないでしょ。ちょっとそこらをちょっと。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）国の方針により、標準化する項目を追加したものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。宗像議員。

○9番（宗像）9番宗像です。工業化法の、これはどこがどういうふうに変ったのか、説明資料は出せないんですか。本来なら、これ、説明資料をこういうふうに変わりましたからと、出すべきじゃないんですか。特にこういうふうに完全に、産業規格の中に工業規格が、皆、吸い込まれた訳でしょ。それと、次に、名称が変更になって、そこへもって追加が入った訳でしょ、法で。そうじゃないんですか。だから、その辺が全く私らには分からないんですよ。その説明、今の言葉で説明されましたけれど、全く理解できません。そういうものをちゃんと分かるように説明するのが、あなた方の仕事じゃないんですか。まず、1点目がそれ。2点目、これ、いつ変ったんですか、法が。当然法が変ったのは、いついつ法改正を行って、それに伴い、本来なら、その法を改正された、法が施行された日から適用さすべきですよ、本来であれば。その日付とその差が、もし出ているのであれば、日付の差の間に問題はなかったのかどうか。だから、この説明、単に変ったから変えますというのは理解できる。多少は理解する。けれども、いつ変わっていつどうなって、その間に影響があるんか、ないんか。その説明が全くないでしょ。きちんとそれを説明して条例を改正しますというのが、本来の姿じゃないんでしょうか。変えることが悪いというんじゃないんですよ。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず1点目のこの条例の変更点でございますが、住居番号表示板の色の名称を規定する、この日本産業規格が色の規定を設けておりまして、その名称について備考中の色の表示に係る部分の変更となるものでございます。2点目でございますが、工業標準化法の一部改正を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月に公布され、この法の施行日は平成30年9月に公布されました不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令で定められたものでございます。よって、今回の条例改正は、その政令でこの法律の施行期日が、この時点では平成30年ですので、平成31年4月1日と定められましたので、今回、その施行期日に併せ、条例改正を行うものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）最初の説明は、僕が聞いたのは、そういう説明資料をまず付けるべきじゃないんですかと聞いたんです。説明せえとは言っていないんですよ。ちゃんと質問を聞

いて、質問の中身を、議長がよくおっしゃってるでしょう、筆記して、それにきちんと答弁してください。まだ、答弁漏れが1個あることと、それから、もう一つは、もう一つの答弁に、だから影響はないってことですね、日付が合ってるから。だから、そういうものもきちんとした説明をすべきじゃないんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）資料作成に関しまして、資料を作成しなかったことにつきまして、今回名称変更、日本工業規格の産業規格に名称変更になって、事務の施行に大きく、名称変更だけだということで、資料を作成しておりませんでした。今後、この点につきまして内部で検討して改善してまいります。それから、これは名称変更ですので、業務につきまして影響はございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。住居表示の色、先入観としてグリーンと白というように感じる訳で、今までの慣例というか慣行で、そうしてきた訳ですけれども、ここで示されている1色は地色というんか、ちょっと読み方がよう分からんのですけれども、下地というんか、この色は、いろいろ、こう、色があるんですね。それが、何の基準でこの地色となっているのか、1色は地色、2色目はどんな色なのか。私、印刷会社におりましたけれども、インクの色は、全部番号ですっていったるんですよね。番号で全部合わせて、その色より違う場合は、いろいろ混合させてその色を出してくるんですが、ここでいう、住居表示の表示板の色の確定というか、全国で統一して、例えば1色は地色、地色といたら何の色のことを示しているのか、お尋ねします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）街区表示板、住居表示板の地の色ですけれども、これは全国统一ではなく各自治体によって異なっております。海田町の場合、暗い黄緑色を地色として、白で文字を書くようにしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の説明を聞くと、各市町で決めたことを、それを規定にして行うということに理解をできる訳ですが、それでは、日本工業規格が日本産業規格になって、その色の番号をここに書いてある訳ですかね、これは、町が選定をして、この番号でその色で統一してやると。そうすると、今までの色が変色や風化したのは別として、原則、基本的には同じ色を使ってその住居表示をするのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）そのとおりでございます。

○議長（桑原）ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第24号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第24号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第24号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、第25号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第25号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について。災害を受けたなど特別な事情がある者に係る重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費の支給要件を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）それでは、第25号議案、海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。議案書18ページをお開きください。資料につきましては、資料8の海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の概要、資料9の海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり

親家庭等医療費支給条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料 8 の条例の概要で御説明をいたします。

まず、1 の改正の概要でございますが、重度の障がいのある方の医療費の自己負担分の支給及びひとり親家庭の母または父及びその児童等に対して医療費の一部を支給するそれぞれの医療費の支給につきまして、共に所得制限により対象外となる場合がございます。今回の改正につきましては、そのような場合であっても、災害を受けるなど特別な事情があると町長が認めたときは、医療費を支給することとするものでございます。次の 2 の対象者でございますが、それぞれの支給について、所得判定により対象外となる者及び世帯のうち、震災、風水害、火災、落雷、その他これに類する災害を受けるなど特別な事情があると町長が認めた者でございます。3 の施行期日につきましては、公布の日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○6 番（兼山）6 番兼山です。資料の 8 で、改正の概要のところで、一定の所得がある者及び世帯について災害を受けるなど特別な事情がある場合は支給をするということで、対象者は所得判定で対象外となる者と世帯の方が、こういう災害、それらに該当する被害を受けるのが対象なんですが、これ、公布の日の施行なんですが、期限はいつまでなんですか、まず。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）現在のところははっきりまだ事例がございませんので決定はしておりませんが、被災後 1 年以内を想定しております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6 番（兼山）1 年以内に被災を受けた方が、いつまでの期限かということ。今の、30 年の豪雨災害でしたら、1 年間だったんですよね。そういうことです。それと、もう一つの見線からいうと、ケガの完治までが期限なのか。それを含めてもう一度お答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）想定といたしましては、被災があったときを起点としてその時から 1 年間をとということでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。資料8、提案の本文もそうなんですけれども、最後に条例の概要というのがあるんですね、一部を改正する条例の概要、これから見ると、今回災害に遭った人が何名かいらっしゃる。それで、これを作ることによって、何名おったのが何名拡大をされて、この救済というか、町として住民サービスができることになるのか、分かる範囲でも結構ですので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）昨年の7月の豪雨災害に関しまして申しますと、今回の改正によっても、対象者の方は、確認しましたが、いらっしゃいません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番宗像です。兼山議員の答弁の中で、終期を想定してない、原則1年と考えている。原則1年なら1年というのはどこに書いてあるんですか。あなたの頭の中で書いているんですか。条例ってそういうものじゃないでしょう。少なくとも原則1年とする、その方針にするとかなんとかという形で書かないけないんじゃないんですか。本来これはおかしいんじゃないんです、今の言い方は。施行令、詳細については委任規定によって施行規則なりそちらの方でやられても結構なんです。原則1年にするなら1年にするということを、必ずどこかで明記しなければならないんじゃないんですか。それで、状況に応じで更新するとか、それが条例というものじゃないんですか、法律というものじゃないんですか。きちんとした形でそれを答弁すべき、はっきりした形で、ここでこういうふうにさせていただきますとやるのが本来の姿でしょ。どういうつもりで条例を作っとるんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回の条例につきましては県の補助要綱がございまして、その補助要綱に従って、町の方も災害に対する支給要件を緩和しております。県の方もそのときそのときの災害で、ある程度の方針をそのとき示すものですから、そのときそのときで起案という中で町の方の方針も定めるというところで、今回は、支給要件の緩和をさせていただいて、今回は7月豪雨災害につきましては県の方も、1年間という概ねのものを見ましたので、今回につきましては、対象者がいらっしゃらなかったということで、条例の中に期限というのは設けてないというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、条例で設けろとか、僕は言っていないじゃないですか。少なくともそういうものは終期を必ず作る訳でしょ。所得制限のある人は、毎年7月なら7月末で切っている訳でしょ。だから、そこで切らないけんのでしょ、一旦は。それで、なおかつどういう判定をするかというのを、それは、だから、条例の中に突っ込めとは言いませんよ、書けとは言いませんけど、少なくともそういう整備をして初めて条例として整備されるものじゃないんですか。どこまでもいいよ、勝手にその都度判断すればいいよいうて、これは間違いだと思いますけどもね。全くそういうことを想定せずにこういう条例改正をするんですか。僕、条例の中にまで入れえとは言っていないですよ。だから、少なくともそういうことも想定して、それはこういうふうな形でやりますとか、きちんとした形で、必ず、ものがあれば終期はある訳ですから。その終期をどこにするか、終期を延ばすなら延ばすで、延ばすときには町長の判断で延ばせるとか、そういう規定を条例に入れることができないのであれば、当然、規則なり、やるべきでしょ。県が1年という目標を出しているのです、その1年という言葉を実原則1年とするとかいう言葉で、説明できるような形で整備しておくべきじゃないんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）まず、期限につきましては、この条例改正をするに当たって、町の執行部の中では一応おおむね1年というふうに考えておりました。その明記につきましては、町の中で起案決裁の中で決めていくものだというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑はございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと聞いてみますがね、さっき対象者がいなかったというて、公布の日からといって、今日、今審議して、まだ公布しとらんのに、対象者はおらんいうて。もしか、公布したら、海田町には大体これに該当する人がおるかおらんかちゅうことを聞きたいんじゃが。公布の日からといたら、今日、今していつ公布されるか知らんが、多分7月やったら7月中にされても1か月余りしかないよの。だから、もしかそうなった場合には、対象者が大体どのくらいおられるのか、それは申し込まないけんのじゃが、大体重度で高額所得者がおるわいの。それは、何人くらい該当する人がおるかくらいは分かるでしょ。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この条例は施行の日からということで、今回の条例がとおりましたら動き出す条例でございます。それで、去年の7月豪雨災害につきましては、この支

給要件の該当者について、重度障害者の方とひとり親の方を担当課の方でチェックさせていただいたところ、対象者はいなかったということで、これは、未来の、もしか災害があったときのための条例改正でございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第25号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第25号議案については、原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第25号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第26号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第26号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、償還方法の追加等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）それでは、第26号議案、海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。議案書19ページをお開きください。資料につきましては、資料10の海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の概要、資料11の海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、資料10の条例の概要で御説明をいたします。

まず、１の、概要でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴いまして、条例中に定められている災害弔慰金、災害傷害見舞金、災害援護資金の貸付けのうち災害援護資金貸付に関して所要の改正を行うものでございます。

次に、２の、改正の内容でございますが、１点目といたしまして被災者の災害援護資金の円滑な償還及び町の確実な債権回収に資するため、災害援護資金の償還方法につきまして、年賦償還に加えまして半年賦償還及び月賦償還を追加するものでございます。２点目といたしましては、保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるように、貸付け条件の一つである保証人の必置義務を撤廃するものでございます。３点目といたしましては、政令の一部改正に伴いまして条ずれが発生しましたので、その整理を行うものでございます。３の、施行期日及び適用開始につきましては公布の日とし、平成31年４月１日以後に発生した災害から適用するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○１５番（佐中）１５番佐中です。まず最初に、弔慰金の意味、これをお尋ねします。

いわゆる災害基本法に基づく弔慰金と、町がここに条例で定めておる弔慰金、この関係はどうなってくるのか。あるいは、義援金との関係も出てくると思うんですけれども、これらの関連については、どのように、今、提案をされとるのが変わってくるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中下）今回この条例につきましては、国の法律、災害弔慰金の支給等に関する法律、これを基にして作っている条例でございます。ですから、その施行令の方が今回改正になりましたので、それに伴って改正を行うものでございます。先ほど、義援金の話とかかれてましたが、義援金とはこちらの方は関係はございません。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第26号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第26号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第26号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第27号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第27号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

令和元年度及び令和2年度における第1号被保険者に係る介護保険料を介護保険法施行令の一部改正に基づき改定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）それでは、第27号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。資料12の条例の概要、資料13の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては、資料12の条例の概要で御説明させていただきます。1の、改正の要旨でございますが、この度介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、令和元年度及び令和2年度における町民税非課税世帯の第1号被保険者の介護保険料を軽減するものでございます。2の、改正の内容でございますが、所得段階第1段階から第3段階までの介護保険料を、第1段階、年額31,655円から26,379円に、第2段階、年額52,758円から43,965円に、第3段階、年額52,758円から50,999円に軽減するものでございます。3の、施行期日等につきましては、公布の日から施行し平成31年4月1日から適用いたします。2ページ目をお願いいたします。所得段階別の保険料表でございます。左から所得段階、対象者、改正前・後の年間保険料額と保険料率を記載しております。基準額となる第5段階の保険料を1.0とし、第1段階の保険料率を0.45から0.375へ、第2段階を0.75から0.625へ、第3段階を0.75から0.725とし、軽減するものでございます。

以上で第27号議案についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）説明を聞くと、1から3段階までは減額ということで、私から見たら、多少なりとも町民のそういう弱者というか収入の低所得者の人に、多少なりとも緩和をしてあげると。しかし、介護保険そのものは、全体で枠を作って、その中で、今の3年間に1回見直しをしながら料金を決めていく。それ以外については、いわゆる若者負担が今32パーセントくらいあるんですけれども、これは1号保険ですから、表でこういうふうに確定をしている。この不足分はどこから補填をしていくのか。これをお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）今回軽減した保険料額につきましては、一般会計から繰入れをしますが、その分、国から2分の1、県4分の1、町4分の1で負担するものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今まで、一般会計から介護保険について繰入れをして軽減をしたかどうかということを何回も質疑の中で発言を重ねてきたときに、法で、一般会計からのそういう繰入れは、ペナルティもあったりあるいはできないという答弁があったんですが、今回の法律の改正によってこれができるようになったのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）平成27年4月の介護保険法の改正により、市町村が所得の少ない方の保険料を軽減した場合には、減額した額の総額を一般会計から特別会計に繰入れができるという仕組みができております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）その場合に、全体の介護保険の会計の中の何パーセントとか、あるいは、詳しいことは分かりませんが、その補填の限度額というのか、こういうのは決まっているのかどうか。そうでなかったら、介護は、海田町独自で保険を、被保険者として、皆さんは介護を受けられて、保険事業として執行部はやっておいでですが、これについて、収入の少ない人、あるいは、これは、1号やったら、やっぱり段階があってそれが3段階、少なくなってくるんですが、それ以上にできる可能性があるというように思うんですけど、それはどうなんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）介護保険法施行令の改正された中で、第1段階につきましては0.125の減額が、上限として定められております。2段階3段階につきましても、0.125、0.025が軽減の限度の率になっております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第27号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第27号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第27号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第28号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第28号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）第28号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の21ページ、資料14の条例の概要及び資料15の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料14の条例の概要で御説明させていただきます。今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い家庭的保育事業等

の連携施設確保の緩和や、確保をしないことのできる期間の延長のための改正を行うものでございます。この家庭的保育事業等は、保育所・認定こども園とは別に、0から2歳の子どもの預かる事業で、四つの類型に区分されています。まず一つ目に、5人以下の少人数の保育を行う家庭的保育事業、二つ目に、6人から19人の保育を行う小規模保育事業、三つ目に、個別ケアの必要な子の家で1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業、四つ目に、会社などが従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育事業でございます。現在、海田町内には該当する施設はありません。

2ページをお願いいたします。改正する主な内容は、一つ目に、家庭的保育事業等の卒園後の受入れを行う連携施設の確保の緩和でございます。この改正により、卒園する児童の受入れが可能な保育所や幼稚園などの連携施設の確保が困難な場合には、利用定員が20名以上の企業主導型保育事業を行っている施設を連携施設とすることができます。二つ目に、保育所型事業所内保育事業所の卒園後の受入れを行う連携施設の確保の緩和でございます。3歳以上の児童を受け入れている保育所型の事業所内保育事業について、卒園する児童の受入れが可能な連携施設の確保が不要とされるものでございます。三つ目に、連携施設を確保しないことのできる期間の延長でございます。連携施設の確保が困難な場合は、平成27年から5年間の延長ができるとしてありますが、更に5年間延長するものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第28号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第28号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は、原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第6、第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。議案書の23ページ、資料16の条例の概要及び資料17の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料16の条例の概要で御説明させていただきます。今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正する内容は、児童クラブで勤務する放課後児童支援員の資格要件に関する研修の実施主体の拡充でございます。これまで、放課後児童支援員については保育士などの資格要件に該当する者であって、都道府県知事が実施する研修を修了した者とされていましたが、一部改正により、研修の実施主体に政令指定都市の長が追加されたものでございます。施行期日は公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 放課後の児童の問題で、これまで何回か、特に福祉厚生委員会で審議をした中身で、かなりの改善はされてきたんですが、国の基準のそうした改正によって、子ども・子育て支援法ですね、これに基づく中身が、例えば指導員であるとか先生であるとかそういう管理をする、質の低下が、段々、延長されている気が、私はするんです。この資格の要件というのは、研修を受けた者のことをいっているのか、それとも教員上がりのことをいっているのか、あるいは今の放課後の児童の対応をするそういう資格の

試験、いわゆる試験ですよ、資格を持った者でなければならない、それが1人であって拡大をされていくのか。今までは3名おらなければならないとか、2名でなければならない、それ以外については補助として何名かおるといふのがあるんですけども。こういう、どういふんですか条例によって、資格の緩和によって、サービスが低下をする、児童にいろんな障害が起きる、こういう子どもを預ける保護者にとって心配なところがあるんですが、これはどうなんかも尋ねします。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） この度の改正につきましては、児童クラブ支援員の方について、資格をお持ちの方で、加えまして研修を受けていただく方を、40人に2人の体制で支援しているところです。この度の改正によって、広島県知事が実施する研修に加えて政令指定都市の長が実施する研修を受けた者も可能となるものでございます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 失礼いたしました。質の低下にはつながりません。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） この研修というのがまた問題なんですね。研修の中身の問題です。先ほど、私が問うたのは、国家試験並みのそういう試験なのか、あるいは地方公務員のそういう試験なのか、あるいは教員、あるいは、ここでいう児童の健全育成事業のためのそういう資格要件を取得しなければこれに該当しない。ここのところの基準が、私には見えないので、その説明を求めたいと思います。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） この放課後児童クラブの支援員につきましては、議員が言っていた保育士や教員免許等をお持ちの方に加えて、国が指定する研修を、現状の中では、海田町では広島県の研修を受講していただいて修了していただいた方が、この支援員の資格となるものでございます。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第29号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第29号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第30号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第30号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算、第1号。この度の補正予算につきましては、町道改良事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第30号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算、第1号について御説明いたします。

初めに、資料18の令和元年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料18の3ページ、4ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費の海田町の魅力PR事業につきましては、キャラクター着ぐるみ製作業務委託料と商標登録手続きの手数料として、127万1,000円増額するものでございます。次の電算管理費については、社会保障・税番号制度に係り歳入で国庫支出金を増額補正することに伴う財源振替でございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。民生費、災害救助費の災害弔慰金等支給事業については、平成30年7月豪雨災害に係る災害関連死の災害弔慰金等支給調査の申請があったことから、認定審査会委員謝礼と災害弔慰金を増額するもので、その財源として災害弔慰金等負担金を歳入で増額いたします。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。土木費、道路橋梁費の町道改良事業については、総額で1,260万円増額するもので、その内訳として、まず委託料については、海田町自転車ネットワーク基本事項検討及び計画策定業務を行うため増額するもので、資料19として業務の概要を併せて提出しております。次に、工事請負費については

町道110号線道路拡幅工事及び大正町地内町道管理道舗装工事を行うため増額するもので、次の用地購入費については、町道の拡幅を進めるため上市地内で被災し現在更地となっている民有地の一部を購入するものでございます。工事費及び用地購入については、その箇所図として資料20を併せて提出しております。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。教育費、教育総務費の青少年サポート事業については、今年度から、新たに海田小学校及び海田西中学校が校内適応指導教室の指定校として指定を受けたことから、必要経費として80万円増額するもので、その財源として県支出金を歳入で増額いたします。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。災害復旧費、土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業については桁木橋の架替えに伴う用地購入費として200万円増額するもので、その財源として国庫支出金と災害復旧事業債を歳入で増額いたします。こちらの箇所図についても資料20に掲載しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いします。なお、歳出で説明した特定財源の増額については、個別の説明を省略させていただきます。

まず、上から二つ目の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、地方公共団体情報システム機構に支出する次期システム設計の構築に係る経費について、国庫補助金が措置されることについて昨年度末に通知があったことを受け、この度239万1,000円の増額補正を行い財源振替するものでございます。次に、下から二つ目の財政調整基金繰入金については、この度の補正予算の財源調整のため1,222万8,000円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第30号議案をお願いいたします。

この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,922万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を117億1,222万7,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費について議案書の3ページをお開きください。当初予算に計上している中店小学校線道路改良事業について、繰越明許費を設定するものでございます。その理由でございますが、本工事については、この度6月議会での契約認定議案の提出を目指して、4月24日に13社に対して指名競争入札の指名を行い、5月20日に入札執行予定でございました。しかしながら、5月17日時点で技術者確保が困難等の理由から13社全社から辞退届が提出されました。これを踏まえて、今後、年度またぎの発注も想定して、

繰越明許費の設定をするものでございます。

次に、議案書 4 ページをお願いします。地方債の補正でございますが、この度の災害復旧事業債の増額補正に伴い、その限度額を変更するものでございます。

以上で、令和元年度海田町一般会計補正予算、第 1 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。多田議員。

○12 番（多田）12 番多田です。上市地内での用地買収について、ちょっとお伺いをいたします。これによりますと、町道38号線沿いの用地を買収するということになっていきますが、隅切りの所を用地買収するのは分かるんだけど、その先の方は段差があるんですね。この段差について、用地買収した後どのようなになるのか、一つお伺いすると、もうひとつ、大正町地内の、ここは昭和町なんだけど大正町になるんでしょうね、線路下の道路のことでしょうが、これの舗装工事というのをやられるということなんだけど、ここは町道になってるのか、それとも町管理地と書いてあるんだけど、町道ではないんですかね。私道になるのかな。そこをお伺いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず 1 点目、町道38号線の拡幅でございますが、こちらの下っていく所については、隅切りと 4 メートルになる部分まで購入をさせていただいて道路を拡幅するものでございます。したがって、宅地側に新たに擁壁を作って道路を広げるというものでございます。ちなみに T 字路になっておるんですけれども、町道36号線側、奥の谷川がある方については御寄附をいただいて 4 メートルまで広げるということになっております。もう 1 点、大正町の所でございますが、こちらについては、今現在、これまでは J R の鉄道敷でございましたが、その部分の所管替えを町が受けまして、この度町管理道として舗装させていただくものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○8 番（住吉）8 番住吉です。今の分を中心に何点かお伺いします。キャラクターの分ですね、着ぐるみのやつ。先日、全協で御説明いただきましたが、これを見て後から思ったんですが、まず後ろに羽が付いてますよね。これ、キャラクター当人の動きもしづらだけじゃなくて、移動中に子どもを引っ掛ける恐れもあるんじゃないかと思うんですよ。実際イベントなんか見ていると、前からだけじゃなくて横からも後ろからも子どもらが寄ってくるんですね。大体キャラクターにしてみれば、視界が狭いから見えません

よね。この自分の頭とほぼ同じ大きさのものが後ろにちょこんと出てたら、子どもを引っ掛ける可能性があるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。それと、全協でも説明がありましたが、確かこのときに、中には魅力づくり推進課の職員が入るように考えているという答弁がなされたかと思いますが、そもそもこのキャラクターの寸法と体型が合う職員が本当にいるのかどうか、まずその2点。それと、海田町自転車ネットワーク基本事項検討及び計画案策定はええことなんです、これを見ると、安全で快適な自転車通行空間を効果的効率的に整備することを目的に自転車ネットワーク路線を設定してございますが、これは、何を基準にその路線を選定されるのか、ちょっと説明願います。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）それではまず、魅力PR事業の説明を私の方からさせていただきます。

まず、1点目の後ろの羽根というようなところなんです、その設定がひまわりの化身ということで、妖精をモチーフにしたデザインになっております。今、実際にはいただいた御意見なども、十分考え得る安全性の問題だと思います。作成に当たっては障害となったり、持ち運びに例えば支障があるような、取扱いなどには不便にならないような形で、製作する際は、そういったものを踏まえながら行っていきたいと考えております。2点目の中に入る職員の問題です。今職員が、若手が2人おりますが、男性なんです、大変背が高うございます。私はどちらかといえば低い方なので、中に入るというような感じになりますと、やはり調整が必要な形にはなってくるんですが、その辺りも踏まえながら汎用性のあるもので、どうにかできないか、作成時には考えていきたいと思っております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）自転車ネットワークのネットワーク構築の考え方でございますが、今後の調査によるんですけども、今の想定では、まず海田町内で自転車の発生、停車、あと通過交通が多い所の路線を調査によって抽出し、その区間を結ぶような形のネットワーク構築になろうかと思います。したがって、海田市駅を中心とした放射状の、放射にはならないんですけども、海田駅を中心としたネットワークの構築というのを想定しておるものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その職員の話ですね、着ぐるみに入る。呉市の例でしたら、所属課関係なしにキャラクターの寸法に合った職員、体型ぴったりの職員を3名くらい選んで有無を言わず入れる、ふだんは所属課の仕事をする、イベントのときは交代で、あんだ、今日、この日、あんだと入れるというやり方をしているらしいんですよ。どっちのやり方が正しいのか分かりませんが、今の魅力づくり推進課長の答弁だと、キャラクターの中身、入る人間に融通性、体型が変わっても融通がきくような作り方をするっておっしゃってましたが、それは本当にできるんでしょうか。

自転車ネットワークの方なんですけども、路線選定の方法は分かりましたが、今の話を聞いて、自転車の交通量が多いような所とおっしゃってましたが、その路線の、道路幅員がそこそこ、例えば31号線とか、あるいは大正交差点から明神橋の辺りまでとかになりますと、もう自転車が安全に通行できるような所を造るのは不可能じゃないかと思うんですが、その辺どのように考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）今、職員の対応の件についての質問がございましたが、確かにPRということになれば、職員一丸になってというようなところも議員御指摘のとおりあります。まずは、先に、作成時にそれが可能かどうかというのをまず一回検証したいと思います。そして、もしそれがだめであれば、議員が御提案いただいたようなやり方もあるというようなところで、また、こちら、庁舎内の中で検討して、そういったものを踏まえてPRができないかも検討してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）御質問のとおり改良が困難な路線が出てきた場合でございますけれども、それらについては、逆に、安全な迂回路といいますか別ルートの設定というのでも検討の一つになろうかとは思いますが、今回は、まずは第1弾としてのネットワークの構築ですので、実現性の高いところというのを一つの目安としても考えておるところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）キャラクターでもう1個あった、移動手段ですよ、他のキャラクターを見ているとほとんどが車なんです。それこそ県外遠い所から、くまもんか、あれなんかも担当の職員が何年間かずっと一緒に、ワンボックスカーの中にそのまま着たまま入る、特殊な例なんです、あとはほとんど控室で脱いで車の中に放り込む、それこそ島

根県なんかはキャンピングカーで多分移動しとったと思うんですよ。それで、今回、キャラクターを作るのは良いことなんですけど、作って町内だけで動かすつもりなのか、それとも県外とかのイベントにも出すんだったら、かなり、移動だけでも人員取られると思うんですが、そこまでは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）先般行いました全協の中でも、同じような質問をいただいております。そのときも、繰返しにはなりますが、そういったこと、もちろん各地に出向いてPRさせていただける場があれば、積極的に出向いていきたいとは思っています。また、そういったようなニーズ、要望があれば対応するんですが、その持ち運びについては十分持ち運びに耐え得る、またはそういったような持ち運びに便利なような、そういった軽い素材で作ったり、あとは車の面でもそうなんですが、そういったものも考えながら、今後、対応をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）自転車の件で、今、8ページなんですけど、お尋ねしますけれども、委託料として、金額、これを言うていいか悪いか分からない、134万円、上がっておる訳ですね。JR高架事業による都市計画道路には、これが自転車の、そういう通行の区分ですよね、これらはもう既に見通して入っておるのではないかというように、私、感じるんですが、これらについてと、もう一つは、都市計画道路ですね。新しく作るのもあるし現在もあるんですが、これらを中心に、今の、このネットワークの基本計画、今から作るというんですが、どこの範囲を示してこれを中心にやられるのか、全体なのかあるいは一部分、主要道路、今いう都市計画道路ですね、これらの範囲の中でこれを進めていくのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、範囲は海田町全域においての検討になってまいります。先ほども御答弁したとおり、まず、やっぱり海田市駅を中心としたネットワークの構築ということになりますけれども、そのネットワークとして位置付けられる道路としては、おっしゃられるように都市計画道路、歩道が整備されているとか車道幅員が広いというところが、やはり優先的には上がってこようかと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第30号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第30号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、発議第2号、消費税10パーセント増税の中止を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○11番（岡田）11番岡田です。消費税10パーセント増税の中止を求める意見書案。読み上げて提案といたします。

政府は繰返し、本年2019年10月から消費税を10パーセントに増税をすると明言をしている。しかし、2014年4月に消費税率を5パーセントから8パーセントに上げた際、これまでに家計消費は1月の増税前の水準を上回ったことはない、このような時期に消費税を増税すれば家計消費への大打撃となり景気に深刻な影響を与えることは必至である。安倍首相も、臨時国会で、前回の増税分が我々の当初のもくろみよりも大きく消費に影響を与えたという認識を持っていると認めざるを得なかった。今回、政府が打ち出そうとしている景気対策も、多くの問題点が明らかになっている。食料品等に軽減税率を設ける施策は、8パーセントに据え置くだけで負担が軽くなる訳ではない。中小企業支援策、ポイント還元も、そもそもカード決済を行っていない企業が多く、カード会社が課す手数料は決済額が少ない中小店舗ほど高いという問題がある。更に、低所得者向けのプレミアム商品券に至っては、商品券を使って買い物をすれば、レジで、私は低所得者ですというようなものとの声があるなど、いずれの施策も愚策と言えるものである。複数税率導入で必要となるインボイス制度も問題である。免税業者はインボイスを発行できず取引から除外されて、存亡の危機に立たされるおそれがある。こうした数々

の問題点がある消費税10パーセントの増税は、中止をし、大企業や富裕層への優遇税制こそ見直すべきであることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。皆さん方の賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

討論があるようなので、まず反対討論を行います。反対討論はございますか。大高下議員。

○4番（大高下）4番議員大高下です。発議第2号に反対討論いたします。

消費税10パーセント増税の中止を求める意見書案、発議第2号に反対の立場で討論します。政府は、本年10月の消費税率10パーセントへの引上げを予定どおり実施することを表明しております。これは、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障費の安定財源を何としても確保しなければならないという認識からの決断であり、このことは大方の国民の理解を得ているのではないのでしょうか。仮に消費税引上げの中止を求めるのであれば、どのように安定財源を捻出して、増え続ける社会保障費等を確保していくのか、国、地方、国民にとっても経済財政等非常に厳しい状況にありますが、それよりも社会保障、災害復旧、教育費負担の軽減など早く対応して進めていくのが肝要であると考えます。また、今回の引上げには、初の軽減税率の導入、幼児教育の無償化、プレミアム商品券など対策をしております。消費税の増税により社会保障等の機能が全世代に広がり強化される意義は誠に大きく、消費税アップもやむを得ないと申し上げ、反対討論といたします。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて賛成の討論を行います。賛成討論ございますか。佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。発議第2号、消費税10パーセント増税の中止を求める意見書。賛成討論を行います。

そもそも消費税は、広く薄く課税をする社会保障の安定した財源だなどとしておりますが、あらゆる商品やサービスに課税をされる税が、低所得者ほど負担の重い逆累進性の税金は明らかであります。社会保障を賄う財源として、これほどふさわしくないもの

はありません。これまで消費税増税なのに、なぜ年金が削減をされたり、保険料がアップをされたり、社会保障を解約されたり、なぜなのでしょう。消費税はそもそもどういう税金なのか、それは景気を底から冷やす、二つ目には、低所得者ほど負担が重い、三つ目には、徹底した大企業優遇税制、四つ目には、中小企業の営業破壊税、五つ目には、膨大な滞納を招く欠陥税制、六つ目には、消費税増税は戦争税であります。ですから、医療費負担増、介護サービス利用料の値上げが、たびたび行われたり、軽度者向けのサービスの介護保険料給付を外し、年金改悪、生活保護費の削減を強行し、国民が受けた負担増、給付減は計6兆5,000億円に達します。国民に大きな負担を押し付ける消費税の増税は、消費を落ち込ませ経済を破壊いたします。2015年10月に予定した10パーセントの再増税を、2回も延期をしなければなりません。安倍政権になって8パーセントに引き上げられてから、ほとんどの月で家計の消費支出が前年度を下回っており、経済の低迷を長引かせております。国民の暮らしはますます苦しくなる一方で、所得は年間16万円も下がっております。一方、大企業は4年連続最高益で、内部留保金は400兆円を超えておりますが、賃上げにはほとんど回っていないのが実態であります。国民には増税で負担を押し付け、大企業には4兆円も企業減税をするなど、逆立ちした仕組みを改める必要があります。安倍総理は、今回は景気が上向いているとして一部の食料品の税率の据え置きや教育無償化、子ども子育てなどのほか、消費の落ち込みに対策を取ることで影響は抑えられると言います。今度の10パーセントの増税では、軽減税率の導入で負担が軽くなるかのように宣伝をされておりますが、あくまで消費税は10パーセントの引上げが前提であります。食料品など8パーセントに据え置かれるだけというもので、しかもポイント制導入で5段階の複雑化が含まれております。国民に大增税が押し付けられることは、何ら変わりません。消費税率が10パーセントへと引き上げられれば、食料品を8パーセントに抑えても4.5兆円もの大增税にもなります。そもそも食品に8パーセントの高い税率を掛け、それによって消費の落ち込みを招いたことは、全く無反省です。しかも、食料品に軽減税率を適用しているイギリス・韓国は0円です。最後に、消費税に頼らず社会保障・教育の財源をどうすれば確保する政策を示します。まず、富裕層や大企業への優遇を改め、能力に応じた負担の原則を貫く税制改革と、浪費をなくす歳出改革です。大企業優遇税制を止めれば4兆円、法人税を安倍政権以前に戻すだけで2兆円、富裕層への証券課税1.2兆円、所得税などの最高税率を元に戻せば1.9兆円など十分に財源を確保することができます。また、軍事費や不要不急の大型公

共事業の浪費などにメスを入れる歳出改革で、3兆円などが見込めます。同時に国民の所得を増やす経済改革です。大企業に、これまで400兆円を超える内部留保金の一部を活用して賃上げをし、人間らしく働くルールを確立し、国民の所得を増やして、内需を温め、経済の好循環と安定成長を実現します。こうした経済改革で、将来的にも消費税を増税しなくても、社会保障と教育の充実、財政再建の道は開くことができます。

以上の理由から、消費税10パーセント増税の中止を求める意見書案に賛成討論といたします。議員各員におかれましても、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。発議第2号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（桑原）御着席ください。

起立少数と認めます。よって、発議第2号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、発議第3号、企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案を読み上げて、提案理由に代えさせていただきます。

1995年から開始された政党助成金は、赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たり250円、総額約320億円もの税金を政党に配分するものであります。金で政治をゆがめる企業・団体献金をなくするために、税金で政党の活動費を援助するのが導入の最大の理由とされてきました。しかし、これは支持もしていないのに政党に国民が強制的に献金をさせられることになり、憲法が保障する国民の思想信条の自由を侵害するものと言わなければならない。更に、政党助成金が導入されて24年になるが、いまだに企業・団体献金はなくなり、国民の税金と企業・団体献金の二重取り状態が今でも続いております。

しかも、政党助成金は税金から支出されているにも関わらず、政党助成法第4条に、用途について制限してはならない、と定められていることから、高級料亭で飲食代に使用されるなど、政治と金への政党としての感覚麻痺ともいえる事態が進んでおります。また、政党助成金を受ける要件を満たすだけの政党の理念も政策もない離合集散や党名変更が繰り返されております。政治をゆがめる企業・団体献金の廃止や国民の意思が反映されるための政治改革に何ら役立っていない政党助成法のため巨額の税金が注がれていることは、とても国民の理解を得られるものではございません。よって、本町議会は国に対し、政党助成金を廃止するよう強く求めるものでございます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出します。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

討論があるようなので、これから討論を行います。反対討論を行います。大江議員。

○5番（大江）5番大江です。発議第3号、企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案に反対の立場で討論いたします。

企業・団体献金は、企業との癒着を防ぐ意味で企業から政治家個人への献金禁止や年間の献金上限額などが設けられ、献金の健全性が保たれています。また、政党助成金は、政党が特定の企業や労働組合・団体などから政治資金を受けることを制限する代わりに、税金で政党の活動を支援し、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図っております。政党助成金を減らすべきだ、廃止するべきだという主張がありますが、民主政治の健全な発展に寄与することを目的としており、適正な政治活動を行うため認められた制度であります。

以上のことから、発議第3号に反対するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて賛成討論を行います。賛成討論ございますか。岡田議員。

○11番（岡田）11番岡田です。発議第3号、企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

年額320億円の国民の税金を政党が山分けをする政党助成金の累計が、1995年の制度

開始から今までの24年間で7,586億6,014万円になりました。この24年間で受け取った政党の数は42の政党です。そのうち34の政党が政党助成金を手にすると、分裂、合併、再分裂を繰返し、解散、消滅いたしました。制度開始から党名を変えずに一貫をして受け取り続けているのは、自民党で、累計額は3,570億1,705万円に達しました。累計全体の47パーセントを占めております。次いで、民進党2,114億9,501万円、公明党592億282万円となっております。政党助成金は政治腐敗の温床とされてきた企業・団体献金の廃止を口実に導入されましたが、自民党は企業・団体献金も政党助成金も二重取りを24年間続けております。自民党本部収入に占める政党助成金の割合は制度開始のときは56パーセントでしたけれども、2017年度には68.1パーセントと高まっております。安倍政権は75歳以上の低所得者向けに医療費・医療保険料を最大9割軽減する特例措置を今年の10月に廃止をしようとしておりますが、それによる今年の国庫削減は170億円です。自民党が今年手にした政党助成金はその削減額を上回る174億8,989万円で、過去2番目の高額でした。今年2019年度は、昨年と同じ317億7,300万円の政党助成金が盛り込まれております。国民1人当たり250円で計算をされる政党助成金は、政党を支持するかしないか、どの政党を支持するかといった考慮は一切なく、国民が強制献金をされるものです。日本共産党は、一貫して政党助成金の受取りは拒否をしております。身を切るというならば、政党助成金こそ廃止をすべきであります。政党助成金をなくせば、国会議員475人分の経費に相当します。増税の前に身を切る改革をとという政党もありますけれども、この論議は二重に間違いです。これは、議員を切るから増税を我慢しろという増税を押し付ける論にほかなりません。しかも、切るのは民意をストレートに反映をする比例代表、比例議席ですから、国民の声がますます国会に届かなくなります。職場でもあまりにもひどい政党の墮落と裏切りに失望し、議員を減らせという声もあります。しかし、たとえ議員定数を80減らしても、50億円の削減にしかありません。議員の身を切る改革というのなら、政党を劣化墮落させる政党助成金こそ一日も早く廃止をすべきです。そして、民意をゆがめる小選挙区制も廃止をすべきです。政党助成金はなぜいけないのか、弁護士の団体であります自由法曹団は次のように言っております。国会議員1人について国費が約7,000万円掛かっています。内訳は議員歳費、立法事務費、文書通信交通滞在費、3人の秘書給与、JR無料パス、無料航空クーポン券などです。立憲及び国民民主、日本維新の会、マニフェストのように衆議院比例80人を削減しても56億円です。それに対して、政党助成金は1人当たり250円で人口約1億2,800万人として、約320億

円となっております。320億円削減をするには、国会議員450人以上のリストラが必要になります。320億円の政党助成金がいかに大きいものかが分かります。政財界の癒着による政治腐敗が続いて、企業・団体献金が問題になっている中で政党助成金ができましてたけれども、結局、自民党は企業・団体献金も政党助成金ももらい続けております。政党助成金は廃止をして、災害や貧困で苦しむ国民のために使うべきではないでしょうか。

以上を述べて、賛成討論といたします。皆さん方の御支持をお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

お諮りいたします。発議第3号について、原案のとおりに決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立少数と認めます。よって、発議第3号は、否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和元年第3回海田町議会定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月4日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に審議いただきましてありがとうございます。審議の過程におきまして説明が十分にできず、皆様に御迷惑をお掛けしましたが、本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決いただきまして厚くお礼申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の執行に当たりできる限り尊重してまいり所存でございます。今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）閉会に当たり、議長より申し上げます。本定例会では、町執行部の答弁の不備により、議会の混乱を招く事態が多々ありました。また、説明が不十分であったり、質疑と答弁の内容が相違しているものも度々見受けられ、議会として大変遺憾でありま

す。議会に提出する資料においては、十分内部で審議されたものを提出していただいているとは思いますが、執行部におかれまして、よく精査した上で臨んでいただくことを強く要望いたします。

それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決しました。

以上で、令和元年第3回海田町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。一同起立。礼。

御苦勞様でした。

午前10時42分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員